

令和7年第2回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書（追加）



令和7年6月10日

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 6 3 号	塵芥収集車の売買契約の締結について	1
議案第 6 4 号	四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	2
議案第 6 5 号	四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	4

議案第 6 3 号

塵芥収集車の売買契約の締結について

下記のとおり売買契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年四万十町条例第 4 7 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 塵芥収集車の買入れ |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 5, 3 2 4, 0 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(4 8 4, 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 高知市大津甲 2 7 4 — 1
高知日野自動車株式会社
代表取締役 濱田 英男 |

議案第 6 4 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

選挙長・開票管理者	日額 10,800 円
投票所の投票管理者	日額 12,800 円
期日前投票所の投票管理者	本庁・地域振興局の場合 日額 11,300 円 その他の場合 日額 8,400 円
投票所の投票立会人	日額 10,900 円
期日前投票立会人	本庁・地域振興局の場合 日額 9,600 円 その他の場合 日額 7,100 円
開票・選挙立会人	日額 8,900 円

」を「

選挙長・開票管理者	日額 12,200 円
投票所の投票管理者	日額 14,500 円

期日前投票所の投票管理者	本庁・地域振興局の場合	
	日額	12,800 円
	その他の場合	
	日額	9,500 円
投票所の投票立会人	日額	12,400 円
期日前投票立会人	本庁・地域振興局の場合	
	日額	10,900 円
	その他の場合	
	日額	8,100 円
開票・選挙立会人	日額	10,100 円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 65 号

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 3 年四万十町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

